

第1号様式(第2条関係)

志木市ペット霊園建設等事前協議書

年 月 日

志木市長 様

住所

氏名

印

〔法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

電話番号

下記のとおり、ペット霊園の建設等の事前協議をしたいので、志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則第2条の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

ペット霊園の名称		
ペット霊園の敷地	地番	
	地目	
	面積	
	現況	
ペット霊園の概要		
附帯施設の概要		
工事の予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

備考 「ペット霊園の概要」の欄には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載すること。

- (1) 墓地のみの場合 墳墓の区画数及び区域面積
- (2) 墓地及び納骨堂の場合 前号に定める事項並びに納骨堂の延べ面積及び収蔵数
- (3) 墓地及び火葬場の場合 第1号に定める事項並びに火葬場の延べ面積及び炉数
- (4) 墓地、納骨堂及び火葬場の場合 第1号に定める事項、納骨堂の延べ面積及び収蔵数並びに火葬場の延べ面積及び炉数

火葬施設を有する場合には、西部環境事務所への届出が必要である。

第2号様式（第3条関係）

志木市ペット霊園標識

計画のお知らせ				
ペット霊園の名称				
ペット霊園の所在地				
種類	墓地・納骨堂・火葬場			
施設の概要	敷地面積	平方メートル		
	建築面積	平方メートル		
	延べ面積	平方メートル		
	階数			
	墓地	区画数	区画	
		駐車台数	台	
		緑地	面積	平方メートル
	面積の敷地面積に対する割合		パーセント	
	納骨堂	収蔵数	体	
火葬場	炉数	炉		
工事着手予定年月日	年	月	日	
工事完了予定年月日	年	月	日	
計画者の氏名又は名称				
計画者の住所又は所在地				
工事施工業者				
標識設置日	年	月	日	
<p>この標識は、志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第5条第1項の規定により設置したものです。</p> <p>連絡先住所 氏名 電話番号</p>				

備考

- 1 大きさは、縦90センチメートル以上、横90センチメートル以上とすること。
- 2 材料は、耐久性を有するものとすること。

第3号様式(第4条関係)

志木市ペット霊園標識設置届

年 月 日

志木市長 様

住所

氏名

印

〔 法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

電話番号

志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第5条第2項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

記

標 識 設 置 年 月 日	年 月 日
ペ ッ ト 霊 園 の 名 称	
ペ ッ ト 霊 園 の 所 在 地	

第4号様式(第5条関係)

志木市ペット霊園標識設置変更届

年 月 日

志木市長 様

住所

氏名

印

〔 法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

電話番号

志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第5条第3項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

記

変更年月日	年 月 日
変更事項	
変更前	
変更後	

第5号様式(第6条関係)

志木市ペット霊園近隣住民等説明会開催届

年 月 日

志木市長 様

住所

氏名

印

〔 法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

電話番号

志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

開催予定日時	
開催場所	

第6号様式(第7条関係)

志木市ペット霊園近隣住民等説明会報告書

年 月 日

志木市長 様

住所

氏名

印

〔 法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

電話番号

志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第6条第2項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

ペット霊園の名称		
ペット霊園の所在地		
説明会の内容	日時	
	場所	
	説明者	
説明の概要		
近隣住民等の意見		

第7号様式(第9条関係)

志木市ペット霊園近隣住民等協議内容報告書

年 月 日

志木市長 様

住所

氏名

印

〔 法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

電話番号

志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第7条第3項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

ペット霊園の名称		
ペット霊園の所在地		
協議の内容	日時	
	場所	
	協議者	
協議の概要		

第8号様式（第10条関係）

志木市ペット霊園設置（変更・廃止）許可申請書

年 月 日

志木市長 様

住所

氏名

印

〔 法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

電話番号

志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第8条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

名 称						
所 在 地						
種 類	墓地・納骨堂・火葬場					
施 設 の 概 要	敷地面積	平方メートル				
	建築面積	平方メートル				
	延べ面積	平方メートル				
	階 数					
	墓 地	区画数	区画	駐車台数	台	
		緑地	面積	平方メートル		
			面積の敷地面積に対する割合	パーセント		
	納骨堂	収蔵数	体			
火葬場	炉数	炉				
工事着手予定年月日	年 月 日	工事完了予定年月日	年 月 日			
河川からの距離		住宅等からの距離				
変 更 事 項						
変 更 前						
変 更 後						
変更（廃止）理由						
変更（廃止）予定年月日	年 月 日					

第9号様式(第11条関係)

志木市ペット霊園設置(変更・廃止)許可書

第 号

年 月 日

様

志木市長



年 月 日付けで申請のあったペット霊園の設置(変更・廃止)については、志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第9条の規定により、下記のとおり許可します。

記

ペット霊園の名称	
ペット霊園の所在地	
許可番号	
許可の条件	

志木市ペット霊園設置(変更・廃止)不許可通知書

第 号

年 月 日

様

志木市長



年 月 日付けで申請のあったペット霊園の設置
(変更・廃止)については、下記のとおり不許可と決定しましたので通知しま
す。

記

不許可の理由

教示

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、志木市長に対して異議申立てをすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、志木市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において志木市を代表する者は、志木市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第10号様式(第12条関係)

志木市ペット霊園設置(変更)工事着手届

年 月 日

志木市長 様

住所

氏名

印

〔法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

電話番号

志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第15条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

記

ペット霊園の名称	
ペット霊園の所在地	
工事着手日	年 月 日
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
工事施工業者	

第 1 1 号様式 (第 1 3 条関係)

志木市ペット霊園設置 (変更) 工事完了届

年 月 日

志木市長 様

住所

氏名

印

〔 法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

電話番号

志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第 1 6 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

ペット霊園の名称	
ペット霊園の所在地	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
工 事 完 了 日	年 月 日

第12号様式(第14条関係)

志木市ペット霊園設置(変更)工事検査結果通知書

第 号

年 月 日

様

志木市長



年 月 日付けで届出のあったペット霊園の設置(変更)工事については、許可の内容に適合していると認めたので、志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第17条の規定により、下記のとおり通知します。

記

ペット霊園の名称	
ペット霊園の所在地	
許可年月日	年 月 日
許可番号	
検査年月日	年 月 日

第13号様式(第15条関係)

志木市ペット霊園(移動火葬業)名称等変更届

年 月 日

志木市長 様

住所

氏名

印

(法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)

電話番号

志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第19条(第28条において準用する第19条)の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

記

許可年月日	年 月 日
許可番号	
変更年月日	年 月 日
変更事項	
変更前	
変更後	

第14号様式(第16条関係)

志木市ペット霊園(移動火葬業)地位承継届

年 月 日

志木市長 様

住所

氏名

印

(法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)

電話番号

志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第20条第2項(第28条において準用する第20条第2項)の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

記

ペット霊園(移動火葬業者)の名称	
ペット霊園(移動火葬業者)の所在地	
被承継人の住所及び氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)	
承 継 の 原 因	
承 継 年 月 日	年 月 日

第15号様式(第17条関係)

志木市ペット霊園管理者選任届

年 月 日

志木市長 様

住所

氏名

印

〔 法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

電話番号

志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第21条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

ペット霊園の名称	
ペット霊園の所在地	
管理者の住所及び氏名 (法人にあっては、その 名称、主たる事務所の所 在地及び代表者の氏名)	
選任年月日	年 月 日

第16号様式(第18条関係)

志木市ペット移動火葬業(新規・更新)許可申請書

年 月 日

志木市長 様

住所

氏名

印

〔法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

電話番号

志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第23条第2項(第23条第5項において準用する同条第2項)の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

ペット移動火葬業者の名称	
ペット移動火葬業者の所在地	
事業区域	
火葬炉の名称及び型式	
火葬能力	
構造	
使用車両	

志木市ペット移動火葬業不許可通知書

第 号

年 月 日

様

志木市長



年 月 日付けで申請のあったペット移動火葬業の許可については、下記のとおり不許可と決定しましたので通知します。

記

不許可の理由

教示

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、志木市長に対して異議申立てをすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、志木市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において志木市を代表する者は、志木市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第17号様式(第20条関係)

志木市ペット移動火葬業廃止届

年 月 日

志木市長 様

住所

氏名

印

〔 法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

電話番号

志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第27条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

ペット移動火葬業者の名称	
ペット移動火葬業者の所在地	
移動火葬業許可番号	
廃止年月日	年 月 日

第18号様式(第21条関係)

志木市ペット移動火葬業許可書

第 号
年 月 日

様

志木市長




年 月 日付けで申請のあったペット移動火葬業の許可については、志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第28条において準用する同条例第9条の規定により、下記のとおり許可します。

記

ペット移動火葬業者の名称	
ペット移動火葬業者の所在地	
移動火葬業許可番号	
許可の条件	

第19号様式(第22条関係)

(表面)

第	号	
		所属 職名 氏名
上記の者は、志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第30条第2項に規定する立入検査を行う者であることを証明する。		
年	月	日発行
		志木市長 

(裏面)

志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例(抜粋)
(報告及び立入検査)

第30条 市長は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める状況等について報告を求めることができる。

- (1) 設置者又は管理者 ペット霊園の管理の状況等
- (2) 移動火葬業者 移動火葬車の管理の状況等

2 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に、ペット霊園又は移動火葬業者の事業所に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させること(以下「立入検査」という。)ができる。

3 立入検査をする職員は、規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第20号様式(第23条関係)

志木市ペット霊園改善勧告書

第 号

年 月 日

様

志木市長

印

志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第31条の規定により、下記のとおり勧告します。

記

勧告内容	
勧告理由	
改善期限	

第 2 1 号様式 (第 2 4 条関係)

志木市ペット霊園措置命令書

第 号

年 月 日

様

志木市長



志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第 3 2 条の規定により、下記のとおり命じます。

記

命令内容	
命令理由	
改善期限	

教示

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、志木市長に対して異議申立てをすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日 (1 の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日) の翌日から起算して 6 月以内に、志木市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において志木市を代表する者は、志木市長です。

ただし、この処分があったことを知った日 (1 の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日) の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日 (1 の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日) の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 2 2 号様式 (第 2 5 条関係)

志木市ペット霊園設置等許可取消通知書

第 号

年 月 日

様

志木市長



志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第 3 3 条の規定により、下記のとおり許可を取り消したので通知します。

記

許可年月日	年 月 日
許可番号	
取消年月日	年 月 日
取消理由	

教示

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、志木市長に対して異議申立てをすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日 (1 の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日) の翌日から起算して 6 月以内に、志木市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において志木市を代表する者は、志木市長です。

ただし、この処分があったことを知った日 (1 の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日) の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日 (1 の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日) の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

志木市ペット霊園使用禁止命令書

第 号
年 月 日

様

志木市長



志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第 3 4 条の規定により、下記のとおり命じます。

記

命令内容	
命令理由	

教示

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、志木市長に対して異議申立てをすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、この処分の日(1 の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日) の翌日から起算して 1 年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日 (1 の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日) の翌日から起算して 6 月以内に、志木市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において志木市を代表する者は、志木市長です。

ただし、この処分があったことを知った日 (1 の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日) の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日 (1 の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日) の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

志木市ペット霊園工事中止届

年 月 日

志木市長 様

住所

氏名

印

〔 法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

電話番号

ペット霊園の設置（変更）の工事を中止した（する）ので、下記のとおり届け出ます。

記

ペット霊園の名称	
ペット霊園の所在地	
中止の理由	
中止（予定）日	年 月 日